法律

議院法制局法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四号

議院法制局法の一部を改正する法律

議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「法制企画調整部」の下に「及び法案審査部」を加える。

附　則

この法律は、令和五年四月一日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十五条の二第二項第一号イ中「この条」の下に「及び次条第三項」を加え、同条第五項中「四万三千円」を「五万千円」に改める。

第十五条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

第十五条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が外務省令で定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（外務省令で定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

別表第一のうち一　大使館の表欧州の項中「在ウクライナ日本国大使館　ウクライナ　キエフ」を「在ウクライナ日本国大使館　ウクライナ　キーウ」に、「在カザフスタン日本国大使館　カザフスタン　ヌルスルタン」を「在カザフスタン日本国大使館　カザフスタン　アスタナ」に、「在モルドバ日本国大使館　モルドバ　キシニョフ」を「在モルドバ日本国大使館　モルドバ　キシナウ」に改める。

別表第一のうち三　政府代表部の表欧州の項中「在ウィーン国際機関日本政府代表部　オーストリア　ウィーン」を「在ローマ国際機関日本政府代表部　イタリア　ローマ」に、「在ウィーン国際機関日本政府代表部　オーストリア　ウィーン」を「在ウィーン国際機関日本政府代表部　オーストリア　ウィーン」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄